

令和6年5月

荷主団体・荷主企業の皆様

国土交通省中国運輸局山口運輸支局
厚生労働省山口労働局
経済産業省中国経済産業局
一般社団法人山口県トラック協会

トラック運送業の「新たな標準的な運賃」へのご理解・ご協力について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素よりトラック運送業界に対し格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界の各事業者は、国民の生活と経済の安定を永続的に支えていくために不可欠な物流の担い手として、日夜懸命な努力を続けております。

しかしながら、トラックドライバーの労働環境は、長時間に及ぶ荷待ちや増加する付帯作業等により長時間労働が常態化する一方、他の産業分野と比較して低い賃金水準であることから、人手不足が慢性化し、大変厳しい状況が続いております。

このような状況が長期化しますと、日本経済のライフラインであるトラック輸送がその機能を維持できなくなることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、働き方改革関連法において、自動車運転者へも令和6年4月からは年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなりました。

また、平成30年の貨物自動車運送事業法の改正により、標準的な運賃の告示制度が導入されているところですが、令和6年3月22日に現在の経済の状況等を踏まえた「新たな標準的な運賃」が告示されました。

この「新たな標準的な運賃」は、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷待ちや荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含め、荷主等に適正に転嫁できるよう見直しを行い、トラックドライバーの労働条件を改善し、担い手を確保するなど、物流の安定化に繋げていくものとなっております。

つきましては、持続可能な物流の実現や、荷主企業とトラック運送事業者とのパートナーシップの構築のため、「新たな標準的な運賃」にご理解いただくとともに、これを指標とした適正な運賃・料金への見直しに向け、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会
事務局（山口運輸支局 輸送・監査担当内）
TEL：083-922-5336